

平成30年度 観光シティプロモーション推進事業支援業務委託仕様書

1 事業名

観光シティプロモーション推進事業

2 事業趣旨

- (1) 本市における滞在型観光のまちづくりを実現し、長期的な人口や経済の安定を図るため、国内外の観光客をターゲットに、まちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。
- (2) 本市では平成28年度に観光シティプロモーション戦略を策定し、「からだにいいこといいとこ 津山たび」をコアコンセプトに、2020年の東京オリンピックに向けて、平成28年、29年は初動期として認知度の向上、平成30年以降は本格誘客期として国内外からの誘客を図り、滞在型観光の創出を目指している。
- (3) 平成29年3月から本市のイメージの一つである「ホルモン」をキーワードに市内の観光資源と掛け合わせ「幸せホルモンあふれる旅。津山市」として認知度向上に取り組んできた。

京阪神地域のJR駅・ショッピングモールのデジタルサイネージやポスターの掲示、人気ユーチューバーとのコラボレーション、Webでの記事広告などのメディアを活用してきた。

- (4) 平成30年度は、近年岡山県への来客数が増加している台湾及び旅行意欲の高い国内のF1層をターゲットに、本市の歴史・文化が育んだ独自の「食」をテーマとし、且つ、「一流」「ほんもの」のイメージのプロモーションを行う。
台湾での旅行博(11/23～11/26)、ツーリズムEXPOジャパン(9/20～9/23)といった大型観光イベントでのプロモーション及び各種メディアを活用し、「津山さくらまつり」「津山まつり」「もみじまつり」といった本市の観光イベントを中心に誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日から平成31年3月22日(金)

4 委託金額

8,400,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

5 委託する業務内容

「津山シティプロモーション戦略～滞在型観光の創出をめざして～」に基づき下記の業務を委託する。

- (1) クリエイティブ企画・製作

①企画・テーマについて

- i) 「食」 津山市の歴史・文化が育んだ津山独自の食べ物を用いて「一流」「ほんもの感」をメッセージとして伝えること。ただし、昨年度までのクリエイティブのイ

メージを一新すること。

【「食」の例】牛肉料理（そずり鍋、干し肉など）和菓子、酒など

【昨年度クリエイティブ】幸せホルモンあふれる旅。津山市

- ii) インバウンド(台湾)及び国内 F1 層をターゲットとするが、台湾向けに作ったクリエイティブを国内でも展開することで真新しさを出す。

②製作物について

下記で提案する広告展開等に必要なポスター、チラシ、動画などを製作すること。

③製作時期

平成 30 年 9 月上旬（ツーリズム EXPO ジャパンで使用するため）

プロポーザル時は、企画提案書にタイトルやその解説、効果、見積額（内訳を含む）等を示すこと。

(2) 広告展開

①内 容

上記クリエイティブを使用した広告展開を行うこと。

②エリア及び媒体

台湾及び中四国エリアを中心に、インフルエンサーの活用やウェブ広告など多様なメディアを検討し、その中でも効果的なメディアを提案すること。

③時 期

「津山さくらまつり(4月)」「津山まつり(10月)」「もみじまつり(11月)」といった津山市のイベントへの誘客のための訴求を鑑みて提案を行うこと。

プロポーザル時は、広告展開の時期、期間、メディア等について提案し、その解説や理由、そして見積額（内訳を含む）等を示すこと。

6 納品物・納期・納品場所

下記のことを津山市総合企画部秘書広報室（津山市山北 520 番地）に納品すること。

(1) 上記クリエイティブに関する成果物

企画実施に伴って制作したポスター、チラシ等の現物及びデータ
(データは CD 等メディアに収録し納品すること。)

納期：平成 31 年 3 月 16 日（金）まで

(2) 広告展開に係る実績報告書

各種メディアでの広告掲示写真や期間等情報、ネットメディアの場合にはアクセス状況等を記した報告書

納期：平成 31 年 3 月 22 日（金）まで

(3) そのほか

本事業に係る成果物で市が指定する物

7 その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし目的達成のため、予算の範囲内

- において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
 - (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
 - (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、事務局及び各部と打ち合わせを行い、情報共有を行うこと。
 - (5) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
 - (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者はその内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
 - ②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。
 - (7) 成果物の著作権等について
 - ①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で市に移転するものとする。
 - ②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
 - (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複写又は、漏洩してはならない。
 - (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
 - (10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
 - (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。